## 介護職員等特定処遇改善加算のおしらせ

拝啓 向春の候、皆様ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 平素より事業所運営にご支援賜り職員一同心より御礼申し上げます。

さて、当事業所におきまして地域密着型通所介護、第1号通所介護事業の 「介護職員等特定処遇改善加算」を令和2年4月1日算定する事となりまし た。

それに伴い、担当ケアマネージャー様には給付管理上お手数をお掛けする事 なりますが、加算内容とその主旨につきましてご理解頂けますようお願い申し 上げます。

敬具

## ~記~

## 【新規加算内容】

介護職員等特定処遇改善加算 I (所定単位数の 1.2%を算定)

「介護職員処遇改善加算」とは、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し 進めるために加算となります。

介護・福祉業界では、介護職員の賃金の安価等により、介護職員の事業所定 着が課題となっており、介護保険制度では令和元年10月から「介護職員等特定 処遇改善加算」が創設され、処遇を見直しの為の保険制度改正が行われたとこ ろでもあります。

ケアマネージャー様におかれましては、給付管理等でお手数をお掛けする事 となりますが、重ねてどうぞよろしくお願い致します。

> 合同会社青龍 トレーニングデイサービス 泉ビレジ 代表 青木 龍美 Tel:022-702-6933